

第2章

ICT化の動向

2.1 国の動向

国は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」を施行し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置しました。その後、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」（平成13年1月）や「『IT利活用により、元気・安心・感動・便利社会』を目指す」とした「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月）などを策定しました。

平成25年6月には、新たなIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、平成28年12月には、官民データの利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための法律「官民データ活用推進基本法」を施行するとともに、平成29年5月には、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定しました。この計画は、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策をまとめたもので、平成30年6月に、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」と名称及び内容を変更し、その後も見直しを行なながら、デジタル化の推進を図っています。

また、平成30年1月に策定された「デジタル・ガバメント*実行計画」は、「官民データ活用推進基本法」などで示された方向性を具体化するための計画で、平成30年7月及び令和元年12月には、各府省の中長期計画などの策定を通じた新たな展開を受けて改定されています。この計画では、デジタルファースト*、ワンストップ*及びコネクテッド・ワンストップ*を基本原則とし、行政手続のオンライン*原則、添付書類の撤廃などが定められており、地方公共団体も国に準じて、行政手続のオンライン化に必要な施策を講ずるよう努めています。

このような動きの中、令和元年12月には、「デジタル手続法*」が施行され、行政手続などの利便性向上や行政運営の効率化を目指し、デジタル化を推進しています。

その後、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済が激変し、国民一人ひとりがいわゆる巣籠もり状態での活動を余儀なくされ、これに伴いさまざまな課題が浮き彫りになったことから、感染拡大の阻止に向けたITの活用と、デジタル強靭化による社会構造の変革・社会全体の行動変容の両面を進めることが急務となりました。

このような状況の中、令和2年7月には、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針2020）」とともに、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の変更を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症が及ぼした経済や生活、働き方、教育、行政、医療、防災など、さまざまな分野での社会や価値観の変容と課題、政策策定の視点を盛り込むこととしました。

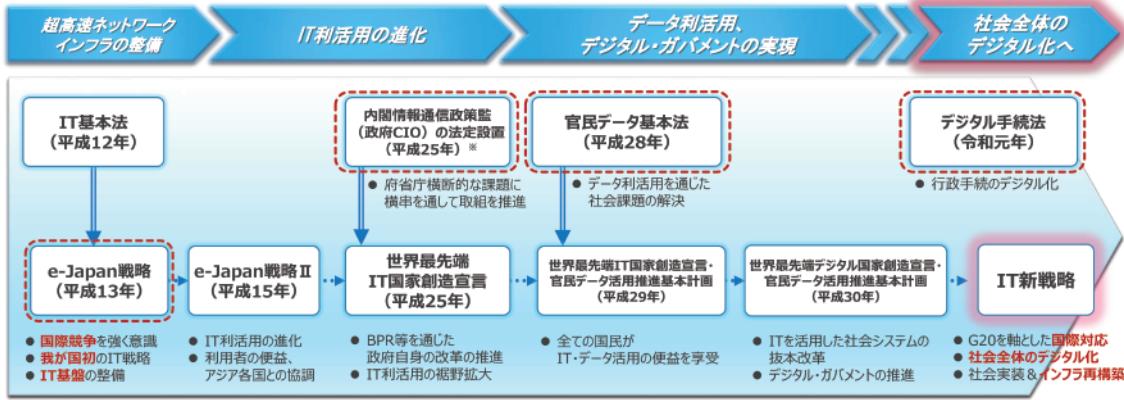
更に、令和2年9月の新内閣の発足に伴い新たな政策が提案されたことにより、デジタル庁の新設、行政手続のオンライン化・脱ハンコの推進、令和7年度までの業務システムの標準化の実現など、デジタル化に向けた取組が加速しています。

新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」

の改定が閣議決定され、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化し、国の支援策を取りまとめた「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」が策定されました。

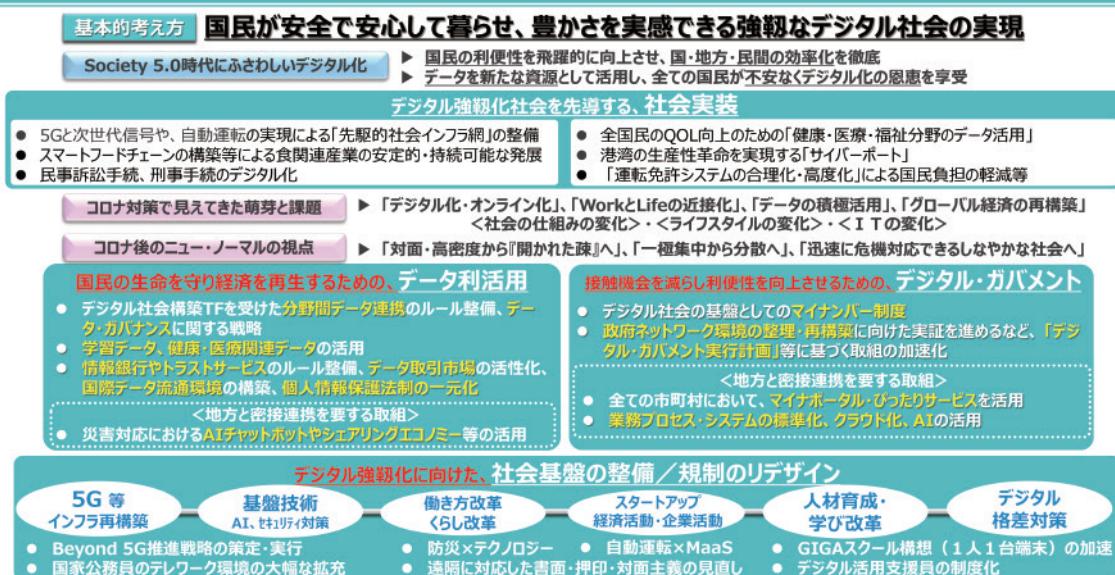
1. 我が国におけるIT戦略の歩み

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。
- 今般のIT新戦略においては、「社会全体のデジタル化」に向けて、各種取組を加速させていく。



出典：内閣官房「IT新戦略の概要～社会全体のデジタル化にむけて～」P3
(令和元年6月)

デジタル強靭化社会におけるIT新戦略の全体像



出典：内閣官房「IT新戦略の概要～デジタル強靭化社会の実現に向けて～」P6
(令和2年7月)

スマートシティ*の推進に関する動向としては、平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において、「狩猟社会(Society1.0)」、「農耕社会(Society2.0)」、「工業社会(Society3.0)」、「情報社会(Society4.0)」に続く、新たな社会として、「Society5.0*」を目指すことが提唱されました。

「Society5.0」とは、ICT*を最大限に活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決の両立を図る人間中心の「超スマート社会」とされています。

令和元年6月に策定された「統合イノベーション戦略2019」では、このSociety5.0の社会実装を大きな柱とし、その手段としてスマートシティの実現を掲げ、関係府省が連携して取り組んでいくことが示されています。



出典：内閣府HP http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

また、スマートシティ化施策と併せ、国が推進しているコンパクトシティ化施策については、国土交通省では、その違いについて、「コンパクト化が、都市構造の空間的な集約化による効率化」であるのに対し、「スマート化は、ICTを活用した効率的な都市サービスの供給」であるとしています。

この2つの政策は、持続可能性向上に向けた都市運営の効率化という点で目的は一致していますが、コンパクト化が、居住移転に長期を要し、移行期間中の都市サービスの供給が課題となる一方、スマート化は、更なる都市の拡散を招く恐れがあり、コンパクト化による歯止めが必要です。

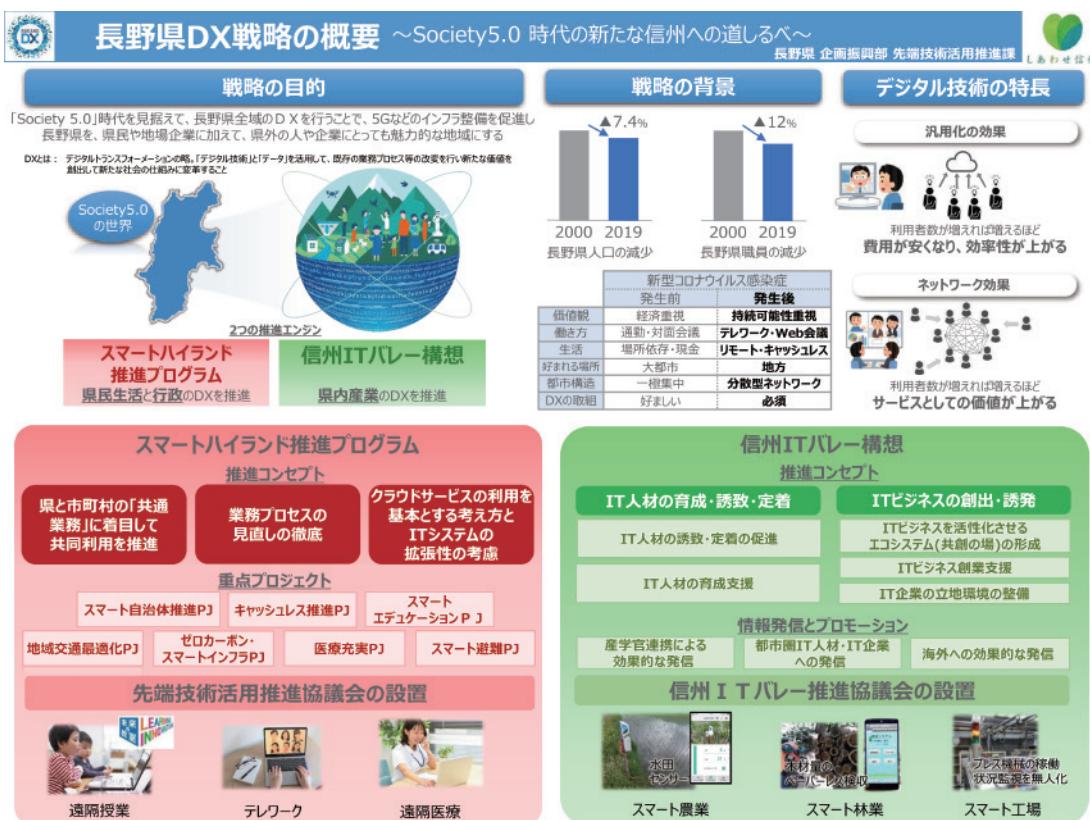
このように、それぞれ単独での推進には課題があることから、持続可能な都市への移行には、コンパクト化とスマート化の融合が必要との方向性が示されています。(国土交通省国土技術政策研究所ホームページ参照)

2.2 長野県の動向

長野県における情報化の取組としては、平成19年に「情報ブロードウェイながの*」のサービスが開始され、平成19年10月には、電子申請・届出サービスを提供する「ながの電子申請サービス*」が、平成22年からは長野県デジタルアーカイブ*推進事業「信州デジくら*」の運営が開始されました。

また、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「長野県ICT*利活用戦略」では、平成25年度から平成29年度までの「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」に掲げた目標の達成につなげるため、ICT利活用の効果がより大きく見込まれる5つの分野を取組の柱として掲げ、長野県の持つ強みや特徴を活かしながら、施策を開展してきました。

その後、平成30年度から令和4年度までの「しあわせ信州創造プラン2.0」では、政策の構築・実行に当たっての共通視点に「先端技術を最大限に活用する」ことを掲げ、令和2年度には、その具体化のための戦略として、「長野県DX戦略」を策定しました。この戦略では、戦略の期間を令和4年度までとし、新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるように、Society5.0*時代を見据えて、県全域のデジタルトランスフォーメーション(DX)*を行うことで5G*などのインフラ整備を促進し、県民や地場企業にとって魅力的な地域、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にすることを目的としています。



出典：長野県「長野県DX戦略の概要」P1（令和2年7月）

2.3 上田市の動向

2.3.1 地域情報化の取組

平成18年の市町村合併に伴い、新上田市内の全小中学校の情報教育の環境整備と活用能力の向上を図るため、学校教育の情報化に関する基本方針を決定するとともに、ネットワーク一元化を実施しました。

上田市では、早くからケーブルテレビ網が整備され、ケーブルテレビ事業者などによる情報通信基盤の整備が進み、ブロードバンド環境の恩恵を受ける市民が増加する一方で、菅平地域など一部では、採算性の問題から、民間事業者による光ファイバー網など、高速のインターネット環境の整備が不可能となっていました。

そこで、平成21年から平成22年にかけ、菅平地域などへケーブルテレビ用の光ケーブル網を整備し、現在ではブロードバンド環境の市域カバー率はほぼ100パーセントとなり、地域に密着した市民に身近な情報源として、地域に深く浸透しています。

上田市ホームページは、市町村合併に合わせ、全面リニューアルするとともに、地図情報を充実させ、市民の利便性を図ってきました。その後も更に、欲しい情報の探しやすさや分かりやすさを目指し、内容の充実を図り、多言語対応や障がいのある方などへのアクセシビリティ*にも配慮したホームページの更新を行ってきました。また、携帯電話の普及率の増加に合わせ、携帯版上田市ホームページの充実にも取り組んでいます。

平成23年には、突発的な集中豪雨や地震などによる大規模災害時の緊急情報や安全・安心に関する情報を配信する電子メール配信サービスを開始しました。

平成28年には、マイナンバー*の通知及びマイナンバーカード*の交付を開始し、マイナンバーカードを利用し住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで取得できる、コンビニ交付サービスを開始しました。

令和元年には、災害時における通信手段の確保のため市内指定避難所の小中学校体育館など39箇所に公衆無線LANを整備するとともに、スマートフォンなどからスポーツ施設の空き状況の確認や仮予約ができる、「公共施設予約システム*」を導入しました。

令和2年には、国の「GIGAスクール構想*」を踏まえ校内のネットワーク環境整備と児童生徒に1人1台のパソコン端末の配置を行いました。

2.3.2 行政情報化の取組

平成18年3月の市町村合併に向け、新上田市における業務・システムの最適化も考慮した電算システム統合基本計画を策定し、システム間連携システム構築や基幹系業務システムの再構築を行い、市町村合併に伴うシステム統合を円滑に実施しました。

平成18年には、電子市役所の実現に向け、庁内全般を把握し部局間の調整や情報化施策全般を統括するCIO*（最高情報責任者）を設置するとともに、庁内で組織する情報化推進委員会を組織しました。更に、地図を使った業務の処理手順を見直し、全庁的に共有できる統合型GIS*の整備に向けた「統合型GIS基本計画」を策定しました。

平成 19 年には、ICT* を活用して事務事業の効率化と行政サービスの充実を図るとともに、市民協働による地域経営を実現し、地域全体の情報化を推進するための指針である「上田市情報化基本計画」とその「アクションプラン」を策定しました。

平成 20 年には、業務システムの最適化に向けた基幹系業務システムのオープン化を完了し、更に、平成 18 年に策定した「統合型 GIS* 基本計画」に沿い、平成 20 年から平成 22 年までの 3か年で、上田市統合型 GIS を整備しました。

平成 23 年には、財務会計システムの再構築とともに、平成 24 年には、住民基本台帳法の一部改正に向けた住民情報系システムの改修を開始しました。

平成 24 年には、「第一次上田市情報化基本計画」を引継ぎ、更に、情報化の現状や上田市を取り巻く諸情勢を踏まえ、総合的かつ計画的な情報化への取組を通じて地域の活性化といっそうの行政サービスの高度化を図るため「第二次上田市情報化基本計画」とその「アクションプラン」を策定しました。

平成 26 年からは、マイナンバー* 制度に対応したシステム改修・構築を行い、平成 27 年には、「行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」に基づき、府内ネットワークを「マイナンバーを取り扱う基幹系業務」と「一般行政事務」、「インターネットを活用する業務」の 3 層からなるネットワークに分離を図るなど、セキュリティ強化に努めました。

平成 29 年には、災害時などにもデータが保護でき業務継続が可能となり、機器保守の負担も軽減できることから統合型 GIS のクラウド* 化を行いました。また、サイバー攻撃対策として、長野県セキュリティクラウド* によるインターネット監視とともに、二要素認証* による府内パソコンへのアクセス制限の運用を開始しました。更に、安定的なシステム運用を行うため財務会計システムのサーバ機器更新を行い、平成 30 年には、税務系システムのサーバ機器更新を行いました。

令和 2 年には、機器更新と庁舎改築に合わせ、安全確実な業務システムの運用と職員の業務負担軽減及び庁舎移転に伴うシステム移転費用などの削減を考慮し、住民記録システムのクラウド化を行いました。

また、コロナウィルス感染症対策として、これまでの対面式や集合形式による会議や研修会などから、オンライン* による Web 会議* の需要が高まったことから、Web 会議システムの導入と環境整備を行いました。

